

インサイドセールス支援サービス個別規定

(サービス概要)

第1条 インサイドセールス支援サービス（以下「本サービス」といいます）は、当社がお客様の事業にかかる顧客候補者を探索し、お客様との面談機会を設けることを目的とするものです。

2 本サービスにおいて実施される作業の内容は、この個別規定に定めるものの他は、当社がお客様に発行する個別の見積書に記載の通りとします。

3 特に見積書に規定した場合の他は、本サービスは準委任とし、一定の仕事の完成が約束されるものではありません。

(役務内容)

第2条 当社は本サービスとして、以下の各業務を行います。

- ① お客様の事業内容等の聞き取りのためのお客様との面談
- ② 顧客候補者に連絡した際のトークスクリプトの作成
- ③ 架電先リストの作成（インターネット等の公開情報からの作成）
- ④ 架電リストに基づいて行う架電及びアポイント獲得
- ⑤ アポイント獲得先への確認メールの送信（お客様が希望する場合）

2 お客様が当社に対して架電先リストを作成した場合には、当社は当該リストを使用して架電します。この場合、お客様は当社に対し当該リストが法令に違反せず、社会的に相当な方法で取得又は生成されたものであることを保証するものとします。

(個別の条件)

第3条 本サービスの対価、成果報酬がある場合の報酬額及び報酬の発生条件、成果報酬からの除外条件は、別途当社がお客様に提示する提案書または見積書に定める通りとします。

2 本サービスの遂行にあたり、お客様が当社に対して特定の情報システムを使用することを指示した場合における当該システムの利用料や、特定のメールアドレスを利用する場合のサーバー費用等は、お客様の負担となります。

(中途解約)

第4条 本サービスは民法 641 条または同法 651 条の定めにかかわらず、当社との契約成立後、契約期間が満了するまでは、お客様は途中で契約を解約することはできない

いものとします。